

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第 6 号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第10項」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第12項」を「第 2 条第13項」に改め、同条第 7 号中「第 2 条第14項」を「第 2 条第15項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。